

神戸市苅藻島クリーンセンター（中継施設）整備方針策定等業務

入 札 説 明 書

神戸市環境局

神戸市苅藻島クリーンセンター（中継施設）整備方針策定等業務に係る 入札説明書

神戸市苅藻島クリーンセンター（中継施設）整備方針策定等業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

神戸市苅藻島クリーンセンター（中継施設）整備方針策定等業務

(2) 履行場所

神戸市長田区苅藻島町3丁目12番28号

神戸市環境局苅藻島クリーンセンター

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

ただし予算繰越決議のうえ令和9年3月31日までとする。

2 入札に参加する者に必要な資格及び制限

公告に記載のとおり

3 入札に関する事務を担当する部局及び契約条項を示す場所

神戸市環境局施設課（電話番号 078-595-6162）

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザ EAST 2階(郵便番号 651-0086)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請方法

(1) 本件の入札に参加しようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を提出し、審査を受けなければなりません。書類の様式については、神戸市のWebページ(http://www.city.kobe.lg.jp/a30783/kurashi/recycle/gomi/shisetsu/facility/gomishirishisetsu/karumojima_basicplan.html)からダウンロードしてください。(ダウンロードできない者には神戸市環境局施設課で、受付期間中(神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日(以下「本市の休日」という。)を除く)、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)無料で交付します。

(2) 提出書類

①神戸市苅藻島クリーンセンター（中継施設）整備方針策定等業務

入札参加資格審査申請書（様式1）

②申込法人の概要（主な出資者がわかる書類（総議決権数の3分の2に達するまで上位から記載）を含む。協同組合の場合は、組合員の一覧表を含む。）

③定款又は寄付行為

④法人登記簿全部事項証明書

⑤印鑑証明書

⑥直近2か年の計算書類（決算書類）

⑦入札に参加する者に必要な資格及び制限を満たすことの誓約書（様式2）

(様式 2)

⑧申請者が中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合の場合は、役員名簿及び組合員名簿

⑨入札参加資格審査通知返信用封筒（角 2 号（240mm×332mm）の封筒に返信先を記載すること。切手は不要。）

(3) 申請者は、(2)に掲げる書類を、下記(4)に掲げる入札に参加する者に必要な資格審査の申請書の受付期間内に受付場所に持参し、提出してください。

(4) 入札に参加する者に必要な資格審査の申請書の受付期間及び受付場所

①受付期間

令和 8 年 2 月 19 日（木）から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで（本市の休日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

②受付場所

神戸市環境局施設課（電話番号 078-595-6162）

神戸市中央区磯上通 7 丁目 1 番 5 号 三宮プラザ EAST 2 階（郵便番号 651-0086）

(5) 申請に際して必要となる費用は全て申請者の負担とします。

(6) 提出された書類は、返却しません。

5 入札参加資格の審査及び通知

(1) 入札参加資格は提出された書類により審査し、その結果は令和 8 年 3 月 4 日（水）以降に入札参加資格審査通知書により通知します。なお、審査において必要がある場合、申請者に対してヒアリングをすることがあります。

(2) 入札参加資格がないと認定された者には、(1)の通知書にその理由を付します。

(3) (2)の理由を付した(1)の通知書により通知を受けた者は、その通知を受けた日から 7 日以内に、市長に対して入札参加資格がないと認定した理由の説明を求めるできます。

(4) (3)により説明の請求を行う場合は、書面によってください。

(5) (3)による理由の説明の請求を受けたときは、その通知を受けた日から 7 日以内に書面により回答します。

6 質疑回答

(1) 申請者は質疑の有無にかかわらず、質疑回答書を下記(2)に掲げる提出期限内に、電子メール（ただし、質疑のある場合はファイル形式 Microsoft Excel）で提出してください。

提出先電子メールアドレス eb_shisetsu_ccm@city.kobe.lg.jp

(2) (1)に掲げる書類の提出期限は、次のとおりです。

令和 8 年 3 月 6 日（金）午後 5 時まで

(3) 書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

(4) 提出された書類は、返却しません。

(5) 回答は、第 5 項で入札に参加する者に必要な資格があると認定された者すべてに対し送

付します。なお、質問に対する回答は、入札説明書記載事項の追加又は修正とみなします。

8 神戸市契約規則、神戸市委託契約約款の使用及び閲覧

本入札は神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）に基づき実施します。また、本契約は委託業務ですので、「委託事務の執行の適正化に関する要綱（令和4年3月29日行財政局長決定）」第12条本文に基づき本市所定の委託契約約款を使用します。神戸市契約規則については神戸市電子入札サイト（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）からダウンロードしてください。

9 入札書の提出期間、提出場所及び提出方法

(1) 入札書の提出期間

公告に定めます。

(2) 入札書の提出場所

公告に定めます。

(3) 入札書の提出方法

ア 提出書類

①入札書

②入札額内訳明細書

※なお、①及び②の書類については、入札参加資格審査通知書に同封します。

イ 持参すること。

ウ 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

エ 入札書に記載する入札金額については、次のとおりとします。ただし、これによらない場合は公告で別途定めるものとします。

①入札参加者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載してください。

10 開札の日時及び場所

公告に定めます。

11 入札保証金

公告に定めます。

12 開札方法等

(1)開札には、立ち会いの必要があります。

(2)再入札は1回のみ行います。

(3)入札にあたっての交渉はしません。

(4)一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(5)開札にあたっては、神戸市環境局の職員が立ち会います。

13 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 開札を欠席したとき。
- (2) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (3) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (4) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (5) 一の入札に対して 2 通以上の入札書を提出したとき。
- (6) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (7) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (8) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (9) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- (10) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (11) 入札金額を 0 円で記載したとき。
- (12) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (13) この入札に参加する複数の者（組合（共同企業体を含む。）にあってはその構成員）の関係が、以下の基準のいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札は全て無効とします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社等（会社法第 2 条第 3 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による子会社等をいう。以下同じ。）又は子会社等の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続きが存続中の会社等である場合は除く。

- ① 親会社等（会社法第 2 条第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社等の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、①については、会社等の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続きが存続中の会社等である場合は除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合に

より業務を執行しないこととされている取締役

- 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- 4) 組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であって、1)から 4)までに掲げる者に準ずる者

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

① 組合や共同企業体とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

② 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）とその組合員の関係にある場合

（14）前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

（15）その他不正な行為があった場合。

14 落札者の決定の方法

公告に定めます。

15 契約等に係る事項

（1）落札後、契約の締結に当たっては、契約書の作成を要します。

契約書は、神戸市環境局施設課で交付します。

（2）契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、委託契約約款第 3 条第 3 項の規定により契約金額の 100 分の 3 以上の額とします。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができます。また、契約金額の 100 分の 3 以上に相当する金額について履行保証保険契約の締結を行った場合、契約保証金の納付は免除します。

16 手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

17 談合その他の不正行為に対する措置

申請者が契約相手方となった場合において、神戸市委託契約約款第 31 条第 1 項の各号の一に該当した場合は、市長は同条の規定に基づき、申請者から違約金を徴収するほか、損害賠償を請求することができます。

18 その他

- (1) この契約は総価契約とします。
- (2) 薩藻島クリーンセンターの再整備等に関する基本計画の策定に係る令和7年度神戸市補正予算が成立しない場合は、この入札に基づく契約は締結しないことがあります。
- (3) この契約は「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）」に規定する委託契約等に該当することから、契約者が暴力団関係事業者と判明した場合は、契約後も同要綱に基づいて除外措置を取るとともに、事業者名を公表する場合があります。

(参考) 入札スケジュール（日時、場所等の詳細は本文参照）

入札参加資格審査申請書受付	令和8年2月19日（木）～2月27日（金）
入札参加資格審査通知	令和8年3月4日（水）以降
質疑提出期限	令和8年3月6日（金）
質疑回答期限	令和8年3月13日（金）
入札・開札	令和8年3月19日（木）